

# 常任委員会報告

6月19日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

## 総務常任委員会（6月21日）

**質問** 議案第27号専決処分承認を求めることについて（小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）で、賦課限度が58万円から61万円となり、後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額と対象世帯は。

**答弁** 医療給付費分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護給付金分16万円で、合計最高限度額は96万円。超過世帯は本算定で233世帯、前年度は262世帯で29世帯の減である。



▲医療費抑制にもなる特定健診の状況

## 文教厚生常任委員会（6月25日）

**質問** 議案第38号小城市牛津武道館条例の一部を改正する条例の使用料について、施行日（10月1日）前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例とあるが期限はあるのか。また、教育委員会所管の施設でも利用申請できる期間がそれぞれ違うので、一覧表にして各施設に掲示すべきでは。

**答弁** 実際利用する前日までに申請するのが基準になるので、9月30日までに申請し許可をもらっている。使用が10月であっても以前の使用料となる。市民への周知もやっていきたい。

**質問** 議案第57号平成31年度小城市一般会計補正予算（第2号）の、児童措置費の幼児教育・保育無償化事業のなかで、3、4、5歳児の市内在住の数、また、幼稚園、保育園に通っていない子どもの把握はしているか。

**答弁** 4月1日現在、3歳児415名、4歳児407名、5歳児422名が対象。0、1、2歳児で非課税世帯は対象となる。認可施設に入所できていない子どもの人数は把握できていない。その保護者に一斉に通知を出して、申請していた償還払い方式で無償化の対象となっていく。



▲水遊びを楽しむ子どもたち

## 産業建設常任委員会（6月24日）

**質問** 議案第29号小城市森林環境譲与税基金条例について、配分方法の根拠と活用方法は。

**答弁** 配分方法の基準については、私有人工林面積50%、林業就業者数が20%、人口割が30%として算出され、今年度分の試算は260万円となり、譲与される予定。活用については、森林所有者が経営管理できない森林においては、市が管理することになるため、ある程度基金が貯まった段階で活用することになる。

**質問** 議案第57号平成31年度小城市一般会計補正予算（第2号）の小城市まちなか再生支援事業について、3年間補助をする中で運営指導等を行うのか。また、3年目の決算見込みは。

**答弁** 現段階では、経費1100万円、営業利益850万円と見込んでいる。運営については、地元若手経営者を育成し、まちづくりを継承していく観点から若手業者で立ち上がった運営会社が行っている。なお、数値目標を立て、赤字を出さないよう協議されている。



▲カフェ&シェアスペース「ベース小城」